総務常任委員会 予算常任委員会総務分科会

(平成30年6月22日)

9:59開議

〇 森 康哲委員長

おはようございます。

総務常任委員会を開会いたしたいと思います。

まず冒頭でお諮りいたしたいと思いますが、今回の総務常任委員会の中で、所管事務調査を行うかどうかを確認したいと思いますが、実施についていかがでしょうか。

〇 川村幸康委員

正副案はあるんですか。

〇 森 康哲委員長

ございません。

特に意見もないということで、今回は所管事務調査は実施しないということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

〇 森 康哲委員長

それでは、所管事務調査については実施しないということにします。

それでは、財政経営部に係る議案の審査に入ります。

まず、部長よりご挨拶をお願いします。

〇 服部財政経営部長

改めまして、おはようございます。

本日から委員会ということで、どうぞよろしくお願いいたします。

財政経営部のほうからは、補正予算議案、一般議案として市税条例の改正議案、そして、 動産の取得議案ということで3件お願いさせていただきますので、どうぞよろしくお願い いたします。 議案第8号 平成30年度四日市市一般会計補正予算(第2号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第8款 土木費

第7項 下水道費

歳入全般

〇 森 康哲委員長

それでは、議案第8号平成30年度四日市市一般会計補正予算(第2号)、第1条歳入歳 出予算の補正、歳出第8款土木費、第7項下水道費及び歳入全般について、資料の説明を 求めます。

〇 川口財政課長

財政課の川口でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、一般会計補正予算(第2号)の歳出、財政経営部関係部分と歳入全般 についてご説明申し上げます。

資料につきましては、6月補正予算案の概要でご説明させていただきますので、タブレットトップ画面の01本会議の中の、10平成30年6月定例月議会、この中の05平成30年度6月補正予算(第2号)案の概要、こちらをお開きいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは説明させていただきます。

まず1ページをごらんください。

今回の補正予算案全体でございますが、歳出につきましては、コミュニティ助成事業費 補助金を初めといたします五つの事業につきまして補正をお願いするものでございます。

歳入につきましては、歳出に関連します特定財源といたしまして、国、県の支出金、諸 収入、これを増額するとともに、不足する額につきまして、繰越金を増額して収支の均衡 を図ってございます。

一般会計全体では、補正額は1766万1000円、補正後の額は1164億8004万8000円でございます。

それでは、2ページをお開きください。

まずは財政経営部の関係部分の歳出でございますが、款8土木費の下水道雨水処理費等

負担金でございます。

こちらは、下水道事業会計におきまして、浜田通り貯留管築造工事の再入札に伴います 管渠布設費の減額に関しまして、一般会計からの雨水処理費負担金を2000万円減額しよう とするものでございます。

続きまして、歳入全般でございますが、款14国庫支出金につきましては、民生費に計上 しております生活保護適正化等事業費に関連しまして、補助率2分の1に相当いたします 補助金としまして、269万8000円を計上いたしております。

款15県支出金につきましては、農林水産業費に計上しております畜産・酪農収益力強化 整備等特別対策事業費補助金に関連いたしまして、事業費と同額の356万4000円を計上い たしております。

款20諸収入につきましては、総務費に計上しておりますコミュニティ助成事業費補助金に関連いたします一般財団法人自治総合センターの宝くじの社会貢献広報活動のメニューによります助成金といたしまして、事業費と同額の410万円を計上しております。

また、款19繰越金につきましては、歳出総額1766万1000円に対しまして、先ほど申し上げました各特定財源で不足いたします729万9000円を計上いたしまして、収支の均衡を図るものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇 森 康哲委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら、挙手にてお願いします。

〇 川村幸康委員

上下水道局でいろうている貯留管のやつを今説明してもらったのか。どこのことで、貯留管のやつは。歳出全般の会計やでしてくれたということでええの。質疑にもあったように、あれ自体が無効と違うかという意見なんやわな。私らが見てもそう思ったんやけど、誰も得せえへんし、それこそ、物の本に書いていないやん。どっちかというと、あれは、俺は瑕疵ある行政行為と思っておって。だから、公権力の乱用じゃないけれども、あれは逆に言うとそういう類いのもんで、上下水道局でやっておるけど、最終的には総務部なりどこかでやって歳入に影響してくるんやで。一遍、全体的に考えなあかんのと違うかなと

思ってな。

だから、貯留管のあれ、何ももまんだやんか、結局。最終的に、現実にパッケージでいくと、また談合でとまっておったところも入れるような仕組みも変えてしもうて、何をしておったんかようわからんようなことになっておる、現実にな。税金だけ余分に使うという話やろう、あれ。だから、もうちょっとあれはきちっと、きょうは財政経営部か、財政経営部なら財政経営部の観点からも、横串も入っておるやろうで、ああいうことはどこかできちっと言わなあかんのと違うか。余分に工事はおくれるし、税金だけようけ。もうー遍お金が要るんやでな、あれ、やり直しやで、再入札。もうちょっと考えるべきやな。今、貯留管が出たもんでさ、ここにも関連することなら少し意見として委員会では残しておきたいで、意見として。

以上です。

〇 森 康哲委員長

答弁はよろしいですか。

〇 川村幸康委員

答弁があるなら何か、感想でも。

〇 川口財政課長

財政経営部の所管といたしまして、今回、歳出の土木費のほうで、下水道雨水処理費等 負担金という形で、今回、企業会計の下水道事業の補正に関しまして、一般会計からの繰 出金という形で歳出のほうの減額をお願いしてございます。

ですので、補正予算に関しまして、財政経営部のほうの所管で関連があるというふうな 形で、今委員がおっしゃられました関連としてはあるというふうに考えてございます。

〇 森 康哲委員長

川村委員、よろしいですか。

〇 川村幸康委員

いいですよ。

〇 森 康哲委員長

意見としてということでよろしいですか。

〇 川村幸康委員

はい。

〇 森 康哲委員長

他にございませんか。

(なし)

〇 森 康哲委員長

他に質疑もないようですので、これより討論に移ります。 討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

〇 森 康哲委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思います。 よろしいでしょうか。

(異議なし)

〇 森 康哲委員長

なお、全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りをいたします。

それでは採決を行います。

反対がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第8号平成30年度四日市市一般会計補正予算(第2号)、第1条歳入歳出予算の補 正、歳出第8款土木費、第7項下水道費及び歳入全般につきましては、原案のとおり決す ることにご異議ございませんか。

(異議なし)

〇 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。 全体会に上げるべきものはございませんか。

(なし)

〇 森 康哲委員長

なしと認めます。

[以上の経過により、議案第8号 平成30年度四日市市一般会計補正予算(第2号)、 第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費、第7項下水道費及び歳入全般について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

議案第10号 四日市市税条例等の一部改正について

〇 森 康哲委員長

次に、議案第10号四日市市税条例等の一部改正についてを議題といたします。 資料の説明を求めます。

〇 川森財政経営部次長兼市民税課長

財政経営部税担当の次長兼市民税課長の川森でございます。どうぞよろしくお願いいた します。

私のほうからは、議案第10号四日市市税条例等の一部改正についてご説明いたします。 資料につきましては、タブレットの02総務常任委員会、16平成30年6月定例月議会、01 財政経営部(議案第10号関係資料)でご説明させていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、2ページをごらんいただきたいと思います。1ページは表紙でございますの

で、2ページから進めさせていただきます。

主な条例改正の内容についてご説明いたします。

まず、1の(1)固定資産税関係でございます。

ア、地方税法におきまして、生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資に対する特例措置が新たに設けられました。

これは、市町村が策定しました導入促進基本計画に基づいて行われた設備投資に対し、 わがまち特例により償却資産の課税を軽減しようとするものでございます。

その対象者は、特例措置の概要に示させていただいたように、資本金1億円以下の法人、 従業者数1000人以下の個人事業主さまで、市により申請事業者が策定しました先端設備等 導入計画の認定を受けた者でございます。

先端設備等導入計画のスキームにつきましては、資料の左下に示させていただいておりますのでご確認ください。

特例の内容につきましては、ゼロから2分の1の範囲内で特例割合を条例で定めること とされております。本市については、ゼロを採用しようとするものでございます。

その理由は、事業者が設備投資をする際に、国の補助メニューを活用する場合、自治体が特例割合をゼロと定めていれば、その申請が優先採択されるとされておりますので、市内事業者等が不利益を被らないようにするためでございます。これにより、市内中小企業等は国庫補助が受けやすくなり、設備投資が進むものと考えてございます。

具体的な償却資産の種類を表の中段どころに黒いひし形で記載をしてございます。この特例制度の適用期限は、生産性向上特別措置法施行の日から平成33年3月31日までに取得するものを対象とします。

続いて、3ページをごらんください。

イ、水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水または廃液処理施設に対する特例措置の延 長・見直しについて。

適用期限を本年4月1日から平成32年3月31日に取得したものに延長するとともに、その特例割合について、課税標準を3分の1から2分の1に見直すものでございます。

その理由としましては、本来、公害防止用設備は事業者の責任において整備されるべき ものでございますけれども、水質基準は強化されてきており、新たな設備の導入による対 応が求められることも考慮し、地方税法で示される参酌基準がこのたび見直されたことに 伴い、本市の特例割合も参酌基準に基づき見直そうとするものでございます。 続いて、ウ、再生可能エネルギー源を電気に変換する発電設備に対する特例措置の延 長・見直しについて。

適用期限を本年4月1日から平成32年3月31日に取得したものに延長し、また、その特例割合についても、下記の表の区分及び発電出力ごとに参酌基準をもとに見直すものでございます。

この特例の対象は、下の表の設備を設置する場合でございますが、太陽光につきましては、売電を行わず、政府の補助を受けて取得した自家消費型発電設備に限るものとされております。

また、特例割合を参酌基準とする理由としまして、導入事業所にも太陽光であれば電気料金のランニングコストの削減ができる、その他の再生可能エネルギーでは売電が見込めるなど、企業側にも導入のメリットがあることによるものでございます。

続きまして、4ページをごらんください。

(2)個人市民税の関係でございます。見直しの内容は、ア、給与所得控除の見直し、 イ、基礎控除の見直し、ウ、公的年金等控除の見直しでございます。

主には、①給与所得控除と⑥公的年金等控除をそれぞれ10万円引き下げ、かわりに④基礎控除を10万円引き上げるものでございます。

その他につきましては、収入に上限を設けて控除を行うもの、控除に上限額を設定する ものとなっております。

続いて、5ページをごらんください。

(3) 市たばこ税関係でございます。これにつきましては、複雑でございますので、少し丁寧にご説明いたします。

今回の改正は、ア、たばこ税率の引き上げと、イ、加熱式たばこの課税方式の見直しで ございます。

まず、ア、たばこ税率の引き上げでございます。

下の図①を見てください。

太線で記載したのが一般の紙巻たばこの税率引き上げでございます。今後、一般の紙巻 たばこを消費税の増税時期とされております平成31年10月を除き、本年から平成33年まで、 毎月10月に1本当たり1円ずつ引き上げ、4年間で3回に分けて、1箱20本入りのたばこ につき毎回20円ずつ、計60円のたばこ税が引き上げられます。

これにより、メビウスという現在440円のたばこを例にとりますと、4年後、平成33年

には60円のたばこ税率引き上げで500円となる予定でございます。

しかし、来年10月には消費税が引き上げられる予定になっておりますので、消費税の引き上げがたばこの価格に影響を及ぼすことも考えられます。

また、点線でお示ししたエコーやわかばなどの旧3級品の紙巻たばこにつきましては、本年4月と来年4月に税率を引き上げ、一般の紙巻きたばこと同じ税率となる予定でございましたが、このたびの一般の紙巻たばこの引き上げに伴いまして、来年4月の引き上げを来年10月に延期し、一挙に一般の紙巻たばこと同率の税率にそろえることになります。

続いて、イ、加熱式たばこの課税方式の見直しについてご説明いたします。

加熱式たばこは、紙巻たばこと同様の価格帯で販売され、その代替性が極めて高い商品でございます。その販売量は急速に増加している状況であります。紙巻たばこから加熱式たばこへの切りかえが一層進めば、税負担価格に比例してたばこ税収も大きく減少することになります。

例えば、現在の1箱当たりのたばこ税を紙巻たばこと加熱式たばこで比較いたしますと、 紙巻たばこが244.88円に対しまして、加熱式たばこは、アイコスが192.23円、グローは 119.99円、プルームテックは34.28円と、その税負担に大きな格差がございます。

そのため、財政面からも早急な対応が必要であると考えられることから、加熱式たばこの製品特性を踏まえた課税方式へ見直すこととされました。

新課税方式へは、図の枠で囲ったところにございますように、ことしの10月から5年間かけて5分の1ずつ段階的に新課税方式に移行することとしております。

下の図②をごらんください。

加熱式たばこの現行の課税は、左側の旧課税方式にございますように、加熱式たばこの重量1gを紙巻たばこ1本とみなして課税しております。加えて、これまでの課税方式は、それぞれの加熱式たばこの実際の重量が異なるのに加えまして、フィルター等も重量に含んでおりました。一方、プルームテックの点線で囲われた溶液については課税対象としてございませんでした。このため、新課税方式では右の図のようにフィルター等を重量計算から除外し、点線で囲われた溶液の重量が課税対象に加えられました。

私の目の前にたばこが置いてありますが、これがアイコスというたばこですね。これが、加熱式たばこの機器ですね。これがグローというものです。それから、これがJTが出していますプルームテックというものです。それぞれのたばこがこれになります。ちょっと短いですが普通のたばこのような状態のもの、そして、これがグローのたばこです。そこ

で、プルームテック、これが全く内容が違うような……。これが1箱なんですが、先っぽがこれになります。この先っぽについているこれが、これになります。

(発言する者あり)

〇 川森財政経営部次長兼市民税課長

失礼しました。何て呼べばいいんですかね、私、よくわからないんですけど。

〇 早川新平委員

要は、加熱式かリキッドを通すかだけの話。

〇 川森財政経営部次長兼市民税課長

そうです。少し水分を含んだ、溶液を含んだたばこか、あるいは全く違うものか。プルームテックのほうは、この中に溶液というのを含んでいると。これが今までは課税対象でなかったということになります。これではちょっとまずいということで、最終的に見直されるということでございます。

先ほど申し上げましたように、税負担にも違いがあったということで、今回新しい方式 に見直していくということにされております。

間接加熱方式のたばこ――JTのプルームテック――は、現行課税方式では溶液の重量が税額計算に反映されておらず、商品によって税制上の取り扱いが異なることから、加熱式たばこの税制上の取り扱いを統一するため、新課税方式は加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリン、その他の物品、または、これらの混合物を充填したものを税額計算に反映させることとしております。

さらに、加熱式たばこの紙巻たばこへの本数の換算方法につきましては、右図の新課税 方式では、重量と価格の要素を半々として、紙巻たばこの本数に換算する方式と改められ ました。具体的な加熱式たばこの紙巻たばこへの換算式は、新課税方式の下の枠内に計算 方法を記載しております。

しかしながら、計算式に当てはめる葉たばこ・溶液の重量や、今回の改正による加熱式 たばこ1箱当たりの小売価格がまだ公表されておりません。先週、税務署でたばこ税に関 する説明会がございましたが、税務署にもその情報が入ってきておりませんでした。した がって、具体的な金額は本日申し上げることができません。いずれ公表されればご説明させていただく機会もあろうかと思います。

今回の主な改正内容は以上でございますが、その他の条例改正やそれぞれの施行期日に つきましては、6ページに掲載してございます。

説明は以上でございます。ご審議について、どうぞよろしくお願いいたします。

〇 森 康哲委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら、挙手にて発言をお願いします。

〇 村山繁生委員

ちょっと教えてほしいんだけど、そうすると、大体、たばこ税は、市のほうへは毎年ど のぐらいずつふえていくわけですか、予定では。

〇 川森財政経営部次長兼市民税課長

先ほど申し上げましたように、まだ重量等がわかっていませんので、それぞれのたばこ税が幾らぐらいになってくるかというのがまだちょっと十分把握できておりません。したがって、幾らというところまでは、申しわけございませんけど、まだ計算をしてございません。

〇 村山繁生委員

平成34年の10月までには60円以上上がる予定、1箱60円上がる予定と言われましたよね。 それでいくと、大体概算だけでもわからへんの。

〇 川森財政経営部次長兼市民税課長

60円上がるというのは一般のたばこのことですね。今回の改正で、例えば旧3級品のたばこも上がってまいりますので、それがどれぐらい、一般のたばこに変わるのか、あるいは、こういった加熱式たばこに変わるのかというのもあるかとは思いますけれども。そういう意味では、ちょっと具体的には試算しづらいんですが、およそ2億6000万円あたりにはなるかなと考えています。

〇 森 康哲委員長

事前に値上げする場合は、大量に購入されて、それと比較してしまうと直近は、収入は 下がるという傾向がみられると思うんですけれども、この辺も、今回も当てはまるという ことでよろしいですか。

〇 川森財政経営部次長兼市民税課長

そのように考えてございます。

〇 森 康哲委員長

村山委員、よろしいですか。

〇 村山繁生委員

ありがとうございます。

〇 樋口博己委員

今回は、葉たばこの税制改正で、加熱式たばこは、今後金額が出てきた場合に変わるという意味なんですか。それとも、もう税制改正としては今、両方変わるという意味なんですか。

〇 川森財政経営部次長兼市民税課長

ことしの10月から具体的に、葉たばこも、それから、加熱式たばこも変わります。金額は上がってきます。したがって、最終的に新課税方式に移る加熱式たばこについては5年後ですけれども、金額的にはこの10月から上がっていきます。

〇 森 康哲委員長

他にございませんか。

〇 樋口博己委員

一番最初の固定資産税関係の、これはゼロから2分の1までの幅で、四日市の特例割合

でゼロに定めるということなんですけれども、ほかの他市町の自治体も皆さんやっぱりゼロなんでしょうね。

〇 川森財政経営部次長兼市民税課長

多くの自治体がゼロを採用するというふうに聞いております。

〇 樋口博己委員

そうすると、国が市町で決めてねと言いながら、現状は皆さん、現場としては得策なのでゼロにしているということですね。税制の問題もあるんでしょうけれども、それよりは地元の中小企業をしっかり支援するという意味でゼロにするということですね、わかりました。

〇 川村幸康委員

今のところで、国のほうがゼロから2分の1の範囲をつくったというのは、どういう狙いがあったのかなと思って、参考までに。何か理由はあるんやろうなと思って。

川森財政経営部次長兼市民税課長

ゼロから 2 分の 1、これそのものの根拠というのは、ちょっと私どももあれですけれども、一般的にこういった参酌基準を設けるというのは、わがまち特例という形で、これまでも、平成27年度ぐらいから――もう少し前ぐらいからかな――入れられてきているんですけれども、課税に対してそれぞれの自治体の特色が出せるように一定の幅を設けて、その枠内で条例で決めなさいよと。そうすることによって、こういった産業が振興しているところについてはこういうふうに定めると。例えば、その範囲内で一番高いところに定めるとか、あるいは、ここに特段ということになれば、そういったところに定めるとか、そんなふうなことができるというふうな状態になっているということでございます。

〇 川村幸康委員

私が思ったのは、設定なりはゼロで全部ええんやけど、多分そのことによって税収が変わったり、あとは、特徴を出そうと思って、ゼロのやつもあれば2分の1のやつもあるのかなと思ったりもしたもんで。最終的にこれを条例改正すると、投資が行われて、そうい

うようなこととのプラスマイナスやわね。どれぐらいを見込むのかな、年度も期間も決められておるけど。そんなのは見越してあるんですかね、平成32年度までで。

〇 川森財政経営部次長兼市民税課長

基本的に、一応の試算はさせていただきました。例えば、初年度60社がそういった申請をしたというふうにしますと、2年度目には120社という形になりますね。60社、60社、60社、60社、毎年してくるということと、60社、120社、180社という形でふえると。その後また減っていくわけですけど。3年間そういうふうな形で適用した場合、ピークとして約9500万円ぐらいが税収として減額されるかなというふうなところで考えてございます。

〇 服部財政経営部長

今、次長が影響の試算で申し上げましたのは、この制度に基づいて、1年目においては60社ほどが設備投資で申請が上がってくるのではないかということを見させていただいて、2年目につきましては、ことしは、年度途中からでございますので、来年度についてはフルでということで120社ほど出てくるのかなというような形で試算させていただいて、この3年間で大体300社が出てくるかということでの試算をさせていただいておるということでございまして、1年目が60社、2年目にさらにそれが追加になって120社という意味ではございませんので、済みません。

〇 森 康哲委員長

訂正ということで。

〇 服部財政経営部長

訂正させていただきたい、申しわけございません。

〇 川村幸康委員

そうすると、前、一遍、国のほうが固定資産税のあれを変更しようとしたら、四日市はすごい税収に……。軽くしようとするとと言って、一遍財政経営部のほうが慌てて議会に持ってきましたやんか、陳情にも行ってくれと言って、意見書も出してほしいって。その程度からすると軽いんやろうけど、これは序章なのと違うの、そうではないの。前、物す

ごい四日市が打撃を受けるというような改正があったよね、条例改正、回避できたけど。 三、四年前かな、四、五年前かな、もっと前か、五、六年前、あらへんだ。あのときは何 百億円やったやろう、あれ、いつやった。

これは固定資産税やけど、償却資産も含めてさ。

〇 森 康哲委員長

償却資産も国へということでしたね。それで、国が分配するというふうな。

〇 守田資産税課課長補佐

資産税課の守田と申します。

今おっしゃったのは、平成28年度の税制改正で、これとよく似た制度なんですけれども、中小企業の……。そのとき、おっしゃるように、議会のほうにもお力添えをお願いして国のほうに陳情しまして、そのときは対象が中小企業ということで、どのあたりかというと、要するに大企業の子会社さんとかも入っているものでございまして、そうしますと結構私どものほうに影響が大きかったんですけれども、要望等の関係、お力添えをいただきまして、ここにも対象者って書いてございますように、大企業の子会社を除くというふうなものがございまして、今次長が申し上げたようなくらいの、ピーク時で9500万円ぐらいの改正で今回収まるだろうというような形で見込んでおります。

〇 川村幸康委員

何かうろ覚えやったけど、前のとよう似ておるなと私は思っておったもんで、これが、 大企業が入るとえらいことなんやろう、多分、恐らく。子会社も入れてもええとなると。

〇 守田資産税課課長補佐

守田です。

そうですね。大企業の子会社も入るとなりますと、かなり大きな額になるかと思います。

〇 川村幸康委員

四日市にとっては死活問題やろう、そうなると。

それで、あと思うのは、こうやって条例改正、国の制度で変えていくのはあるやろうけ

ど、その分、減る分、何かふやすようなことを考えなあかんに、条例で。国の制度やで、減っていくでしゃあないなと。わかるよ、市場や企業を活性化させようという意味での減免というのは、企業からしたらありがたいことやでね、減免してもらうとその分だけ所得がふえるんやで。でも、その分なんか、そうしたら、それがもっとここへ寄ってきてくれるようなものも何かせんと、と私は思うので、やっぱり入りと出で両方ともやらんと。だから、やっぱり、そういったことをやりながら今回こういう条例改正をしていくんやという考え方でやらんと。

あのときでも、1週間ぐらいしかないときに慌てて来たで。何とかしてくれって、副市 長も含めて。これはえらいことやでって。そのときはすごい試算ですごい金額やったで。 ちょっと盛ってあったのかわからんけど、これはえらいことやなと私らは思ったけど。だ から、そうやって思うと、やっぱり平生から、こういう小さな改正なんやろうけれども、 やっぱりきちっと財政経営部のほうで減額する分だけ何か、そうしたら考えようかという 話はやっぱり要ると思うで。

以上です。

〇 森 康哲委員長

要望でよろしいですか。

〇 川村幸康委員

はい。

〇 森 康哲委員長

他にありますか。

〇 樋口博己委員

税制改正のウで、再生可能エネルギーのところで、これは、太陽光に関しては自家消費になっているんですけれども、あと、太陽光以外で風力、水力、地熱、バイオマスとありますけど、これ、少し微妙に変えてありますけど、四日市でどれぐらいの影響を見込んでこういう数字にしたんですかね。3分の2を4分の3にしたり2分の1にしたりというのがありますけど、大きく影響があるものなんですかね、これは。

〇 川森財政経営部次長兼市民税課長

基本的に、実績というのは非常に見込みにくいというような状況のものだというふうには思っています。具体的に今どんな計画があるかというと、具体的な計画をどこかで持っているかというと、それはちょっと聞いておりませんので、多分この制度を使えるというものは、すぐには出てこないんじゃないのかなというふうには思っていますが、ただ、地方税法でございますので、そのあたりについては、条例上見込んでおく必要もあるということでございますので、変えさせていただくということでございます。

〇 樋口博己委員

それはわかるんですけど、例えば水力で5000kw未満を、本来の3分の2から2分の1に少し減免するわけですよね。これ、水力発電、市内で余り見込みはないような気もするんですけど、何かこうすることで呼び込めるというふうに捉えてみえるのか、その辺はどうなんですかね。何か意図があってしておるという意味ですよね、これ。それぞれやっている意味が余りようわからんのですけど。

〇 服部財政経営部長

委員がおっしゃるように、当然意図があった中での軽減措置ということだと思いますが、私ども、前の制度が平成28年度から平成30年3月31日までということで、前も3年間ということで、同じような制度の内容で、それが更新、延長になってきたという中で、今回は、区分がちょっと細かくなってきたということでございますが、前回の制度の中では、本市においては実績というのはありませんでした。基本的に、なかなか風力とか水力とか地熱、このあたりは、四日市の気象の中では該当できやんのかなというふうに思いますし、上下水道局でやっておるのは水力やけど、もっと規模がちっちゃいんですね。ですから、これに該当してくるようなものではないということでございまして、ただ、バイオマスのほうが、ある企業が今その設備で建設中ということでございますが、今度は規模が物すごく大きいということで、これに該当してくるようなものではないというようなところで、なかなかこういったものについて、どれぐらい出てくるのかというのは、申しわけございません、我々としてはわからないんですが、それに備えて軽減措置をさせていただくということでございます。

〇 樋口博己委員

先回も例はなかったけど、先回を踏襲したんですよね、恐らく。例えば、太陽光を、自家消費に限っているので、企業の皆さんが自社で賄う電気を使うということですよね。であれば、1000kw未満なら3分の2で国の基準ですよね。1000kw以上だと4分の3ですけど、自家消費に限るなら、このあたりはもっと思い切って少し優遇したほうが、全体の電気消費という面とか、そういう面ではいいのかなと思います。意見です。

〇 森 康哲委員長

他にございませんか。

〇 川村幸康委員

例えば、メリノール学院の前に、うちの地域やと太陽光がしてあるやんか。あれ、年間 150万円か140万円ぐらい税金がかかっておったと思うやんか。あれがそうすると、これの 改正かなんかになると、どんだけ得になるの、具体的にわかりやすく言うと。あれ、百三、四十万円、年間の税金を払っておると思うんやわ、あの装置で。

〇 川森財政経営部次長兼市民税課長

それは、売電目的のものじゃなくて、自家消費……。

〇 川村幸康委員

自家消費じゃない、売電かな。それだとならんのや。

〇 川森財政経営部次長兼市民税課長

ならないです。

〇 川村幸康委員

そうすると、どれぐらいあるの。例えば、四日市中見渡しても、太陽光、結構、今大きなのもあるけれども。あれは全部、売電やろうと思うので、自家消費でやっておるというのは数は少ないの、そうすると。どんだけあるの、現状。

須藤財政経営部参事・資産税課長

資産税課の須藤でございます。

自家消費の場合ですと、四日市にたくさんあるのは、基本的には住宅の上とかが多いんですけれども、今回のやつでいきますと、償却資産ですので、もともと事業活動をしている場合という形ですので、県下でいうと、他市になりますけれども、大きいスーパーみたいなところで上に設置をして、その店舗で消費するというものもございます。ですので、今現在はないんですけれども、四日市にもこれからつくられる可能性は当然あるというふうに考えてございます。

〇 川村幸康委員

数年前に環境部のほうでいろいろと議論したんやけど、中小企業の太陽光の助成事業があって、予約が殺到したよな、あれ。あの辺がみんな対象になるということ。結構な数があったんやけどな、あれ。中小企業の太陽光のやつ。60件か70件が5年ぐらい続いたと思うんやけど。だから、へたをすると350社から400社ぐらい。

(発言する者あり)

〇 川村幸康委員

自家消費もしておるやろう。でも、あれ、中小企業の、例えば……。どれぐらいあるの やろうなと思って。環境部は知っておるやろうでな。

〇 川口財政課長

数値については、私、今、持っておりませんけれども、基本的に売電も自家消費も両方できるというものについては、これは対象にはなりません。しかも、政府の補助を受けてやるという、そういう補助を受けて取得した自家消費型発電設備に限るという、そういうことになりますので、まず、国の補助を受けるという手続も必要になるということでございます。

〇 川村幸康委員

そうすると、大きな電力会社が今度バイオマスをやる、ああいうやつが対象なんや、基本的に。そうすると限られるのや。今度やるやろう、壊してあそこへ。

(発言する者あり)

〇 川森財政経営部次長兼市民税課長

バイオマスの場合ですと……。

〇 川村幸康委員

1基じゃないの、3基ぐらいあってそんなのやったら、1基ずつ勘定したらこれになるのかなと俺は思っておったんや。

〇 森 康哲委員長

少し整理して説明してください。

〇 川森財政経営部次長兼市民税課長

ごめんなさい。そこまでちょっと今情報は持っていないので、4万9000kwぐらいという ふうには聞いておりますので、それは、これの上限が2万kw未満ということですので、対 象にはなってこないというふうには、それについては思っておりますけれども、ただ、今、 川村委員が言われたように、分けたらどうなんだと言われると、ちょっとごめんなさい、 そこまでは申しわけないですが、つかんでいないということでございます。

〇 川村幸康委員

わかりました。

〇 森 康哲委員長

他にございませんか。

(なし)

〇 森 康哲委員長

他に質疑もないようですので、これより討論に移ります。 討論がありましたらご発言願います。

〇 川村幸康委員

なしやけど、意見として、税金に関するこのやつは、一遍1年でこれぐらいやというのを、数字を出したほうがええな、私らに、例として。そっくりそのまま当たらんでもええで、それのほうが考えやすいで。固定資産税の関係は四日市やとこれぐらいになるやろうし、それから、水質汚濁と再生可能エネルギーはこれぐらいで、最後の個人市民税関係やと、これぐらいでこれぐらいの額がはじき出されますよというぐらいは、後でもええで資料でください。四日市全体でどれぐらいなのかなと思って、知りたい。

〇 森 康哲委員長

要望でいいですか。

〇 川村幸康委員

はい。

〇 川森財政経営部次長兼市民税課長

大体の予測値というのは出せるかなというふうに思いますが、ただ、個人市民税だけは 全く雲をつかむような状態で、これによって、実際にこのシステムに変えてみて走らせて みないと、どれぐらい影響が出るんだというところまではつかめない状況でございますの で、これだけはちょっとご勘弁いただきたいなというふうに思っています。

〇 川村幸康委員

たばこ税も含めて、どれぐらいかというのを。

〇 森 康哲委員長

たばこ税はどうですか。

〇 川森財政経営部次長兼市民税課長

たばこ税のほうは、先ほど申し上げましたように出してみますので。ただ、今出せる段階での、ある資料で出させていただきます。

〇 森 康哲委員長

お願いします。

それでは、討論はないということでよろしいでしょうか。

(なし)

〇 森 康哲委員長

ないようですので、これより採決に入ります。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第10号四日市市税条例等の一部改正につきましては、原案のとおり決することにご 異議ございませんか。

(異議なし)

〇 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第10号 四日市市税条例等の一部改正について、採決の結果、 別段異議なく可決すべきものと決する。]

議案第19号 動産の取得について

〇 森 康哲委員長

次に、議案第19号動産の取得についてを議題といたします。

資料の説明を求めます。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

管財課の芝田です。よろしくお願いをいたします。

議案第19号動産の取得についてでございますが、議案書のほうでは95ページから98ページになりますが、説明につきましては、提出議案参考資料によりまして説明のほうをいたしたいと思います。タブレットのほうですが、01の本会議、10平成30年6月定例月議会、04提出議案参考資料の16ページになります。よろしいでしょうか。

今回、委員会室及び全員協議会室の音響、映像機器の物品、これを購入しようというものでございまして、取得金額は2122万2000円、指名競争入札によりまして、アプロ通信株式会社三重支店から取得しようというものでございまして、納入期限は平成30年11月16日となってございます。

この委員会室の音響の映像設備でございますけれども、音響の映像機器、これにつきましては平成9年設置、それから、マイクの設備――先ほどちょっとふぐあいがありましたけど――は平成13年設置ということで、非常に老朽化もしておるということがございまして、昨年度、平成29年度、議会運営委員会におきまして、追加する設備、例えば1例を申し上げますと、現行のカセットデッキにかわります映像音声記録機器、あるいは、理事者席への会議ユニット用マイクの設置、それから、全員協議会室のカメラの更新、こういった追加設備も含めまして、機器更新の内容等を議会運営委員会のほうでご協議をいただいていたところでございます。

その議会運営委員会での協議結果を踏まえまして、今回機器のほうを購入しようというものでございまして、主な購入機器といたしまして、会議ユニット、ミキサー、メモリーレコーダー等の音響架4架と会議ユニット用のマイクとワイヤレスのマイク、それから、各委員会室の天井に設置するスピーカー、それぞれの委員会室に2台、スピーカーを天井のほうに設置するということで計8台、天井の固定カメラにつきましては、各委員会室と全員協議会室用の計5台ということです。それから、液晶のモニターにつきましては、こちらのほうは、第4委員会室前のフロアに設置するものでございます。

なお、この委員会室の音響映像設備の更新工事につきましては、今年4月の議会運営委員会のほうでご説明いただいたと聞いておりまして、10月から11月にかけて、それぞれ工事を行うということで、供用開始につきましては、11月定例月議会からということでご説明があったというふうに聞いております。

私からの説明は以上のとおりでございます。

〇 森 康哲委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。 ご質疑がございましたら、挙手にて発言願います。

〇 川村幸康委員

これは老朽化やで、これが丸っきり新しいいいものにかわるの。もう押さんでもしゃべれたり。今のやつ、どこでもそうやで。こんなん押してって言われるのあらへんでさ。そんなのは最低限……。役所がやると、前のやつの型でそのまま来るでさ。議会運営委員会でしたか知らんけど、ここで認めるのやで、これ。それはええのに替えやなあかんで。この間、俺が言ったらすぐかわるんやで、駐車場。前までぐっと入れてきゅっと出てくるやつあったやん。それを指定管理にしたら、一遍だけタッチ式やったんがまた入れやなあかんやつにかわったもんでさ、そんなところの会社の機械やったらもうやめよと言ったら、すぐに1週間や2週間したら、またかざすだけで出ていけるやつにかわったんやで。お金が高いでっていっても、お金も安かったんや、結局は。だから、最低、あんなもん、よう事務局が、今、こうやっておるやん。全員協議会室でみんながやっておる前で。それでしゃべれるとか、そんなんせんでもいいようなやつに。よその議会見てくると、ええのがあるに。これはもうないで、骨とう品やわ、押すやつは。これ、映像を見ておると何も変わらへん。これの新しいバージョンになるんやろう、違うの。写真は今のやつやろう、どんなのになるのかなと思ってさ。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

確かに今回、写真は現状のものをつけさせていただいております。川村委員からお話がありましたのは、ボタンを押さんでもいいマイクがあるじゃないか、自動のオンオフという趣旨の発言かと思います。今のマイクの機器につきましては、当然のごとく、かなり以前に、平成13年に設置したものですので、最新型のマイクのほうには、当然ですけれども更新をする予定にしております。

ただ、川村委員も言いましたように、マイクの電源が自動でつく、オンオフという機器だと、これは、四日市港管理組合議会の委員会室でしたらそういうシステムというのが導入されておるところでございますが、実を言いますと、8月7日の議会運営委員会のほう

でもそういったマイクの自動オンオフの機能をつけられないかというご意見が出されました。そういう意見が出されて、8月23日に資料を事務局のほうで用意していただいて出された経緯がございます。マイクの自動オンオフの資料を出されまして、効果としてはマイクの押し忘れが防止される、あるいは、いろいろ留意点もあるという形で資料のほうは出されたんですが、結論といたしましては、そのとき、マイクの自動オンオフの一件というのは会派として取り下げると、そういうふうな結論で議会運営委員会のほうで決定もいただいたというところでございまして、私どもとしては、そのときの決定を踏まえまして、必要な予算をこの2月定例月議会のほうに備品購入費で上げさせていただきまして、今回議案として、動産取得という議案のほうを上げさせていただいたというところでございます。委員が言いますように、マイクにつきましては本当に最新式のものを入れさせていただきますけれども、今度入るマイクにつきましては、やはり今と同じという形で、一旦委員の皆様はスイッチを押すという形のシステムにはなります。

〇 川村幸康委員

1年前にそうやって説明があったみたいやけれども、よう考えると、これは、議案に対する意見募集でも、押し忘れもあるのか知らんけど、聞き取りにくいということやわ。スピーカーが取りつけられているがほとんど聞きにくいことで、アンケートにも要望していますという市民意見が今来ておるんやわ。見てない、理事者は、広報広聴委員会から。

(発言する者あり)

〇 川村幸康委員

議員だけか。議案が上がってから1週間ぐらいで市民の方に出すと、市民から意見として来ておるのが、物品購入のところで、聞き取りにくいと。だから、それもずっとアンケート用紙にそういうことが書いてあるという、高齢者の方の意見もあるもんで、できれば、どんだけ金額が違うかわからんけど、自動とスイッチ式と、それから、もっと言うと、よその議会で見てきてええなあと思うやつがあるんやわ。反応もええしさ。だから、一遍きちっと、議会運営委員会で出たけど取り下げたというのは、認識や判断の仕方に違いもあるやろうで、やっぱり押し忘れが、今、ずっと、委員会を見ておっても、全員協議会室でも、マイク、マイクってよう言われる、どこからでも声が出ておるで。議員があかんとい

えばあかんのか知らんけど、理事者もあかんでな、時々押さんとしゃべっておるで。だから、押し忘れはないようにするということは、私は重要やと思っておるのやわ。それこそ、機器で聞きとりにくい人が聞けるというのは最低限の仕組みやで、それはやっぱりきちっと考えるべきやわ。

一番何が難儀しておるかといったら、それで混線やら、教育民生常任委員会の部屋かな、全員協議会室かな、ワイヤレスが時々混線するのは。もう今なくなった。時々あるんやわ、都市・環境常任委員会でもあったし。ワイヤレスの理事者のそのマイクでしゃべっておると、総合会館の音が入ってくるんやわ、総合会館のあれが飛んできて、こっちへ。そんなことも過去にはあるで、やっぱり、せっかく予算をつけて機器を更新してもらうなら、やっぱり大事なのは過去のいろいろな、それこそ背景というか、先例に立って何を一番機器更新のときに判断材料にするかと言ったら、押し忘れがないことと混線せんことが一番大事なんや。それと接触ということ、その三つぐらいをきちっとクリアできるようなものを、別に契約自体にあれと言わへんけど、予算の範囲内で、もしそれが最善の策でできるなら、それをきちっとするべきやわ。そんなもん、議会運営委員会に出したときの1年前と今とでは価格も違うやろうでな。

〇 森 康哲委員長

答弁いかがですか。

芝田財政経営部参事・管財課長

川村委員のほうからマイクの自動オンオフの話がございましたけど、確かに昨年度議会 運営委員会で事務局のほうが用意した資料につきましては、当然マイクの押し忘れが防止 されるという効果がある反面、留意点としまして、あくまで委員会というのは委員長の許 可を得た後に発言できるという、そういうこともあって、万が一、委員長の許可を得ずに 発言した場合に音声が出力されるという懸念とか、正式な発言以外の音声を拾ってしまう と、自動オンオフの機能がついているとそういう懸念もあるという資料のほうを事務局に 用意していただきました。そういった自動オンオフの費用として追加で、概算をすると 1300万円の費用がかかると、そういう資料も議会運営委員会のほうで出されたというふう に聞いておりまして、そういう形も踏まえまして、その当時の議会運営委員会のほうでは、 機器は最新にするにしても、現状の、委員についてはスイッチを押すという形の、その当 時は、そういう形で判断をされたんだと、私としてはそういう解釈をしております。

そういうことを踏まえまして、この機器をそういった機能の更新という形で予算のほうも積み上げまして、予算のほうを上げさせていただいたというところです。これを、マイクの自動オンオフ、さらにいい機器だと、ちょっとそのあたりはなかなか、また議会での意思決定、そのような手続きがどうなるかというところはちょっとなかなか、ちょっと私ではお答えしづらいところがあろうかと思います。

〇 川村幸康委員

こんなのは簡単なんや。議会運営委員会で、そういうふうな議会に関する設備はそうやってやるというのはよくわかるよ。だけど、会議体としては総務常任委員会と、ここでやるわけやでさ。その中で委員として発言すると、機器を更新したり何かするということの仕事は、老朽化も含めて、混線も含めて支障があるのやろう。極端なことを言うで。そんなんやったらもうこれでええやないかという話の世界やで、変な話。線だけきちっとしたら、その機能は変わらへんのやもん、極端なことを言ったら。そんなのは無駄や。それなら我慢して使おうかという話やで。

ではなくて、私が言っておるのは。やっぱり機器更新でお金を使っていくんやったら、それにはそれなりの効率よく……。だから、議会でいったら、発言してレコーダーに残されるとか、議員としても、こういったことを言ったよって。死んでからでも残るわけやし、一つの正当性を担保するための機器やで、それは、私は、案外理事者側よりも議員は大事にしておると思っておるの。自分の意見を主張するやんか。その後、それはやっぱり歴史に残っていく中で、テープにも残っておるわけやで、議事録にも。そうすると、何を言ったかわからんというよりは、きちっと音声を拾ってもらってレコードしてもらうのが一番ええことやもんで。だから、最低限そういうことは判断の中にあって、その当時、そういう判断が議会運営委員会でされやんだか俺もようわからんけど、おらんだので。そんなもん、更新するんやったら、今のと何にも変わらん機器やったら別に、型が変わるだけで機能は何にも変わらへんやん。押し忘れはあるわ、接触不良ぐらい機械のことやであるやろうでな。そうやろう。もうちょっとそれは、何を判断するかというスパンの長さか短さを考えなあかんわ。平成13年や平成9年からこれを使っておるというけど、そんだけのものではないと思うよ、俺は。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

管財課、中山でございます。

ちょっと課長の説明の補足を今させていただこうかと思いまして。今現状、私どもで導入を予定しておる機種、マイクユニットについては、今、川村委員さんがおっしゃっていただいた自動発言、要は、音声を感知して自動的にマイクが入ったり、オンオフするという機能もございますので。私ども、当初、仕様として書いておったのは、手元でボタンをオンオフするという想定で仕様のほうはしておりましたけれども、今現状、業者さんが応札いただいて導入を予定しておる機器については、プラス音声を感知して自動でオンオフするという機能、モードもございますので、また設置して、そういった形で運用していくということも可能でございますので。以上でございます。

〇 森 康哲委員長

確認ですけれども、押しボタン式もできて、自動感応式にも切りかえることができる機 器であるということでよろしいでしょうか。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

今委員長がおっしゃっていただいたとおりでございます。

〇 川村幸康委員

なんじゃ、それなら何を言っておったんや、俺。早う言ってくれ、あほうみたいやないか。

〇 村山繁生委員

そういう今の声も、自動やと全部入るわけ、今の僕の声も。

ボタン、自動になると、発言者以外のところで、やじではないけど意見を言ったところ も全部拾うわけですな。

〇 川村幸康委員

そこは、村山さん、ちょっと違っておって、委員長から指名されて正式な発言で発言するのと、それから、違うやじやら委員長が発言させんでもばばっとやじったりするのとは

さ。厳密に本当はやじったらあかんのやろうけど、あることやわな、議会の私らのよしみの中で。それはそれで置いておいても、委員長から発言されたことを拾ってやっているやっだけが正式に委員会発言として残るわけやでさ。その後、背景は書いてあるわ、ざわざわとやじがありとか何か書いてあるわ、委員会議事録には。そんなもんやで、別にそんな、今事務局から懸念されるのが、不規則発言をとってしまうとか、それは自己責任さ。不規則発言をしたときはな。

〇 村山繁生委員

拾うのは拾うということやな。

(発言する者あり)

O 中山管財課副参事·課長補佐

管財課、中山でございます。

導入予定機器の説明書を今手元で見ているんですが、ちょっと読ませていただいてよろ しいでしょうか、そのあたりのところ。

自動発言という項目になっていまして、音声を検知して自動的にマイクを入り切りします。マイクが入ると、マイクリングと発言ランプが緑に点灯し、発言が終了してマイクが切れると消灯します。マイクに向かって発言するだけで、どのターミナルユニットからも発言可能です。音声の検出感度や自動的にマイクが切れる秒数は、ウエブアプリの中で設定が可能ということでございますので、感度の設定によってはちょっとつぶやくようなことでも入ってしまうかもわかりませんし、感度を落とせば発言者の方だけの音声を拾うということができるかもわかりません。ちょっとそのあたりは実際に委員会なり会議を運用していく中で一番いいところで押さえていただくという形で運用していただくことになるのかなと思います。

以上です。

〇 森 康哲委員長

ちょっと整理したいので、10分程度休憩します。再開は11時20分より再開します。

11:18再開

〇 森 康哲委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

〇 服部財政経営部長

先ほどマイクのことで不正確なお話をさせていただいて、大変申しわけございませんで した。

改めて確認させていただきますと、今回、マイクについては、当初導入する仕様書の中では自動音声オンオフの機能というのは、そこまでは求めてはおりませんでした。ただ、今回、仮契約で導入する機器は、そういった機能もついておるグレードが高いものが導入されるということでございまして、自動で音声を検知して、自動的にマイクを入り切りする、そういった機能がついてございますので、そのような自動での運用もできるというものでございますので、済みません、申しわけございませんでした。

それと、混線のお話も川村委員からいただきましたので、ちょっとこれは担当のほうから説明させていただきたいと思います。

〇 森管財課主幹

管財課、森と申します。よろしくお願いいたします。

川村委員にご指摘いただきました現状のマイクの混信がありますという件なんですけれども、済みません、ご迷惑をおかけしておりまして。こちらは把握しておりまして、今回新しく更新するマイクにつきましては、赤外線タイプのものを使わせていただいております。従来無線タイプということでしたので、ほかのマイクと混信するということだったんですけれども、赤外線タイプとなりますと、基本的には特徴が三つありまして、まず混信をしない、それと、音質がよくなる、あと、盗聴等の被害がないというところで、このように、従来よりも改善されたものを採用させていただくつもりでおります。

以上です。

〇 森 康哲委員長

川村委員、よろしいでしょうか。

〇 川村幸康委員

もう結構です、済みません。

〇 森 康哲委員長

他にご質疑はございませんか。

〇 樋口博己委員

カメラなんですけど、これがかわると思うんですけど、インターネット用のカメラと連動はしないんですか。

〇 森管財課主幹

今の運用といたしましては、今ご指摘いただきましたドーム型のカメラ、これにつきましては、ロビーまたは議長室でごらんいただくカメラになっています。奥側、これがインターネット用のカメラと。今回の更新に際しましては、この機能を統合いたしまして、一つのカメラで両方の機能を持つという形で考えております。

以上です。

〇 樋口博己委員

そうすると、インターネットの画像も今よりも数段よくなって範囲も広くなるというようなイメージでいいんですかね。

〇 森管財課主幹

画像につきましては、カメラの機能というものも一つありますが、インターネットその ものの接続の回線、こちらでどの画質にするかというところもありまして、そういうこと の組み合わせで、なるべくきれいになるような設定でというところで考えております。

ちなみに、このカメラは家庭用のカメラを利用しているような形になりまして、今回は ちゃんとしたといいますか、業務用の信頼性の高い、また、配線等もノイズが乗りにくい ものを採用させていただくつもりでおりますので、そういう意味ではノイズ等ができるだけないきれいな画像が映ると思っております。

以上です。

〇 森 康哲委員長

よろしいでしょうか。

他にご質疑はございませんか。

〇 川村幸康委員

理事者側も映るの、今度は。今やと一方的にこうやろう。理事者側にも映せるの。

〇 森 康哲委員長

映る範囲はわかりますか。

〇 森管財課主幹

管財課、森です。

映る範囲につきましては、あくまで定点カメラということになっておりますので、現状と変わらないんですけれども、画角につきましては、既存のカメラよりもちょっと広くなるというところがありますので、そういう意味では、ちょっとだけ広く映るかなというところで考えております。

以上です。

〇 川村幸康委員

余り行政の人がカメラに、ネット中継されてないかどうかは別にして、そこから撮っておるでこっちしか映らんのやけど、この辺において回らへんの。そうすると、そっちも撮れるやろう。ネット中継が来ておって、議員側のほうがしゃべっておって、答弁を聞いておるときは答弁だけなんやわな。何かそれは、この辺につければこっちも回れんで別に、せめて、前列におる人は議員と変わらんような公性があるわけやで、顔も映して声も出やんと責任ある答弁とならんで。できればちょっと工夫して、できれば前列ぐらいだけでもしゃべっておるのが映るように。あんたら後ろはまだええで、そういうもんがええなと思

って。

俺は、インターネット中継を聞いておるとそう思うでな。しゃべっておる人が見えへんでな、委員会は、行政の答弁が長いで、受け答え。私らの質問よりも行政の答弁のほうが長いんやで、行政側も映るようにしておかんと。どこやったかな、浦和か埼玉は理事者側もちゃんと映っておったわ。だから、そういうのはちょっと、開かれた議会、委員会として、行政もやっぱり考えるべきかなと思って。例えば、市長とか副市長が出る全員協議会室のところでも、どういうふうな形の映し方をするのか考えて、市長や副市長側も映るように。今やと半分に分かれておって、こっちだけやろう。議員だけしか映らんようになっておるのを、できれば理事者サイドも映るように。冒頭の市長の挨拶ぐらいは、市長が言っておるのがわかるようなぐらいにして。

以上です。注文としてな。もし可能であれば機器の対応の中でな。2番目までは映らんでもええで、1番目だけでも映るように。

〇 森 康哲委員長

カメラをつける位置と、広角レンズがつけられるかどうかというところもあると思いま すので、これは要望ということで、川村委員よろしいでしょうか。

〇 川村幸康委員

はい。

〇 森 康哲委員長

他にございませんか。

(なし)

〇 森 康哲委員長

他に質疑もないようですので、これより討論に移ります。 討論がありましたらご発言願います。

〇 森 康哲委員長

討論もないようですので、これより採決を行います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第19号動産の取得につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

〇 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

これにて、財政経営部所管の議案審査を終了します。

[以上の経過により、議案第19号 動産の取得について、採決の結果、別段異議なく可 決すべきものと決する。]

〇 森 康哲委員長

続きまして、総務部より四日市市建設工事等入札参加資格停止基準の一部改正について 報告をいただきますので、理事者の入れかえをお願いします。委員の皆様はしばらくお待 ちください。

それでは、続きまして、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準の一部改正について、 総務部より報告を受けたいと思います。

本件について、資料の説明を求めます。

〇 松浦調達契約課長

調達契約課、松浦です。

資料のほうは、トップ画面の02総務常任委員会、16平成30年6月定例月議会、その次の02総務部(報告事項資料)のほうをごらんいただきたいと思います。総務常任委員会資料となっております。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項ということで、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準の一部改

正ということで、これまでも所管事務調査等で入札制度についてはいろいろご意見をいただいておるところです。今回、定例の6月の見直しの中の改正で、この停止基準の一部改正については大きな改正となりますので、報告をさせていただきます。

まず、資料3ページのほうをごらんください。

1、改正の背景として、三重県の改正のことについて記載しております。改正前の旧基準につきましては、平成18年度の改正以降、国などの発注期間に比べて独占禁止法違反等の指名停止措置期間が長いことや期間に幅がなかったことから、悪質さの程度に応じた措置期間が設定できていないほか、他県が指名停止を既に解除しているにもかかわらず、全国で三重県だけが指名停止を継続しているという状況が発生しておりました。

こうした状況に対しまして、三重県は、昨年になりますが、平成29年7月1日に三重県 建設工事等資格停止措置要領について、指名停止要領の基本とされております公契連モデ ルに準拠する内容で改正を行ったものであります。

なお、三重県は、その際に改正後の新要領を遡及的に適用しまして、その結果、その時点で指名停止中の全ての案件、41件あったんですが、平成29年7月1日をもって指名停止期間終了となってございます。米印に公契連モデルと略したものの正式名称を書いてございます。

項目の2ですが、本市の入札参加資格停止基準の改正についてでございます。今説明したような三重県の改正を受けて、これまでも県の要領に準拠して資格停止基準を運用しておりましたので、本年も同様に見直しを行ったものでございます。

改正の内容については、県の資格停止期間との整合を図るという観点から、後ほど説明 いたしますが、第2表に独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止措置期間の内容に ついて、県に準拠した改正を行いました。

また、現在資格停止中であった事業者に対する遡及的な取り扱いにつきましても、県と同様に実施することといたしました。

次に、適用時期についてご説明いたします。

今回、6月1日に改正したわけなんですが、実は、県内の建設工事等に係る入札参加資格者名簿の登録という事務がございまして、これは、三重県建設技術センターにおいて申請の受け付け、審査を行っておりまして、これ、共同受付と我々は言っております。例年、県や本市を含む県内自治体の多くは、この共同受付で3月下旬までに審査されたデータに基づいて、6月1日に入札参加資格者名簿、あるいは、名簿登録業者の格付をとりまして、

それを更新しております。

また、本市では、いろいろ工事発注に関する運用基準とか、今回改正しました入札参加 資格停止基準など、入札制度全般につきましても、先ほど申しました名簿登録業者の入札 参加資格、あるいは格付と関係しますことから、基本的に同時期に改正することとしてお ります。そのため、5月の四日市市請負工事入札参加資格審査会におきまして方針のほう を検討いたしまして、6月1日以降に資格停止をこの案件から新基準を適用することを決 定いたしました。

ページ、進んでいただきまして、4ページをごらんください。

先ほど来申しております遡及による措置なんですが、これは、旧基準の資格停止を長期間残したまま新基準を運用することは、国や県等との資格停止措置期間の整合を図るという今回の改正趣旨からも適切ではないため、次のとおり、三重県と同様の遡及による特例措置を行いました。枠囲みの中が指名停止措置要領の中に書いてある文言なんですが、この基準の施行の日に資格停止の終期が到来していない者――これは、資格停止中の者という意味でございます――について、当該資格停止を決定した時点にさかのぼってこの基準を適用した場合に、資格停止の期間が短縮される者については施行の日――6月1日――に資格停止の期間を変更する、または解除することとするというふうに適用いたしました。この結果、本市で、改正前には資格停止中の案件が30件あったんですが、改正後は、解除が21件、期間の短縮が6件、変更なしが3件というような見直しになりました。

項目の3は、主な改正内容でございます。後ろのほうのページに新旧対照表もつけてございますが、たくさん下線が引いてあるところはあるんですが、表記方法をより丁寧に表記するとか、これまで申し合わせでやっておったようなことをきちんと明記するということ以外になると、大きな改正内容は以下のとおりになります。

まず、本則のところで、(1)繰り返し独占禁止法違反行為等の行為をした場合の遡及期間を10年から3年に変更。これは、繰り返しやる事業者に対しては、指名停止措置期間を加重すると、倍にするとかという運用をやっておりまして、それをいつまでみるかというときに、これまでは10年間さかのぼって、同じようなことをしていないかというのをさかのぼっておったんですが、それを3年に短縮しております。これは国や県等の基準と同じでございます。

括弧囲み、別表第2と言いまして、今回の改正の中で一番大きな変更となったのが、この贈賄とか独占禁止法違反等の不正行為による資格停止の期間について、これまでの固定

的な措置期間を見直して、幅のある措置期間に変更いたしました。

(1)の贈賄の例で言いますと、それまで、改正前はどのような案件であっても24カ月というような資格停止をかけておりましたが、改正後は(1)、(2)、(3)と、市職員に対する場合、あるいは県内の職員に対する場合、県外の職員に対する贈賄等で分けるとともに、期間についても、(1)のように4カ月以上24カ月以内という幅がある中から、その行った行為の悪質さに応じて月数を選ぶと。実際には、国や県がかけた処分の事例を見ながら選んでいくというような状況になります。(2)が、同じように独占禁止法違反につきまして、改正前は12カ月、これを10年さかのぼって同じようなことをしておったら加重で24カ月というのがよくある例なんですが、それにつきましても、3カ月以上12カ月以内等の幅を持たせた見直しになります。

ページを進んでいただきまして、5ページ、公契約関係競売等妨害・談合、こちらについても同じような考え方で、改正前は12カ月であったものが、表記のような幅を持たせた期間に変更となります。

あと、見直しの大きな点としては、(4)独占禁止法違反において、課徴金減免制度の適用があった場合——これはリニエンシー制度とも言うんですけれども、独占禁止法違反した業者のうち、一番最初に私のところがやりましたという自主申告をすると課徴金が減免されるという制度が公正取引委員会のほうの制度であります——は、国、県等も指名停止の期間を2分の1とするというものがありますので、同じように今回からそれを導入するというような改正を行っております。

6ページ以降は新旧対照表で、いろいろたくさん表記の見直しとか、より丁寧な表記ということで、下線部分、たくさんあるんですが、今説明したところにつきましては、ポイントとしては10ページのほうをごらんいただけますでしょうか。

例えば10ページ右側の欄の改正前の上から二つ目の(2)のところが先ほど言いました、別表第2の第2号云々から始まって資格停止の期間満了後10カ年を経過するまでの間に別表第2の第2号云々の要件に該当することとなったとき、これが今までは10年さかのぼって見ておったというのが、左の改正後のところで、別表第2第1号云々から行って2行目ですね、資格停止の期間満了後3カ年を経過するまでの間に、それぞれまた同じような措置要件に該当することとなったときということで、同様の不正行為の繰り返しに対する遡及の年限を変えたというのがこちらに書いてございます。

そのほか、16ページのほうをごらんいただけますでしょうか。

16ページの附則の2番が先ほど説明いたしました、今、現に指名停止中の者に遡及するという部分、同じ文言を先ほど読ませていただきましたが、さかのぼってこの基準を適用した場合に、短縮される者については変更または解除するというのを附則にうたっております。

そのほかは、17ページからは別表というものの新旧対照表になるんですが、23ページを ごらんください。

23ページが別表第2といいまして、不正行為等による指名停止の措置基準が書いてございます。先ほど説明したように、右側に贈賄という要件に対しては、期間はこれまで24カ月という一つのパターンしかなかったんですが、左にありますように、(1)市職員に対する贈賄の場合は4カ月以上24カ月以内、そのほか、(2)、(3)のように幅を持たせてパターンを分けたと、こういうような改正が別表第2以降、書いてございます。ここら辺が直接指名停止基準に影響する大きな改正のポイントとなってございます。

説明は以上でございます。

〇 森 康哲委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら、挙手にて発言願います。

〇 川村幸康委員

ありがとうございました。

今回の件は、行政がこういうものをいろうたりするのは、定例的にこの6月でやっておったんやでなりましたというんやけど、それと、現実に実態でこれにかかわる案件で、前のペナルティーをもらっておったところが、恩赦じゃないけれども、救われるというのも出てきますわな、極端なことを言うと。そのときでも、満額そのあれを受けて6月を迎えた人もおるやろうし、そこの公平感と不公平感をどう見ておるのかな。ただ単に行政がやるんで権力やと言うけど、やっぱり何にしても公平性と透明性をやろうとするときに、やっぱり行政を縛るものが要るんやわな、権力もあって決めれるんやから。そうすると、そのときの物の考え方と判断というのが、変な話、6月1日やったら5月ぐらいまでにやっておいたやつは全部6月で免除や、極端なことを言うとな、変わったと言って。それと、もう2年前からやられておって、それはしゃあないという話では済まんところもあるで、

よほど改正なり何かするに当たっては、やっぱりいろんな、多面的に物を見てやっていかんと俺はあかんような気がするな。

話はそれるけれども、それにかかわって今回の浜田通り貯留管の質疑が出たと思っておるのや。保留というのを何日もしてもええわけじゃないんやな。例えば、私の民間業でお肉の契約をしたときに、入札して応札して落札したら、牛50頭要るがやと思ったら、もう契約を結ぶ義務になっておるで買うわな。そうしたら、保留から今度はやっぱりそれはなしやったと言われたら、それは損害賠償ものが、俺は出ると思っておるのや。契約を結んでから5日までやん、これ、書いてあるのも。そうすると、その保留の期間も、それを超えてこの間の貯留管でもやるわけやろう。だから、やっぱりスパンの問題というのを物すごく考えなあかんわ。

あんたら、こうやって前例に倣って12カ月を細かく分けたとか緩めたとかいう話なんやけど、基本的にペナルティーというのは、悪いことをしたで、そのかわりペナルティーを与えてまた許してやるよということやんか。いつまでも許さんというんやったら参加停止、排除なんやでな。それからみると、許したるという文化でペナルティーを与えるのやけど、ペナルティーの与え方に、ペナルティーの基準が変わると、それこそ不平等というのはあるんやわな。2年ずっと我慢してとまっておったところから、3日だけだがやという人まで出てくるで、そこらをやっぱりよう考えて運用せんと。だから、今残る期間はどんだけにするとかいうことも俺は考えるべきやと思うな、もう少し丁寧な対応やったら。それを遡及はできやんという、法の不遡及という原則もあるで、守るんであれば何をするかやわな、行政が。

そういう意味でいうと、今回の場合なんかやと行政法の、瑕疵ある行政行為ってな、無効ってなるやん。あるやろう、知らん、知っておるやろう、それぐらい。そうすると、そこは縛っておるでな、絶対。例えば、市長が幾ら判断して権力があるで、決裁権あるでやったとしても、無効の判断したのは取り消されるのやで、そこは縛ってあるわけやろう。それと一緒のことやで。やっぱり今回でも、基準の改正をするのであれば、もっと目先ではなくて根本的に、一面だけ見て今回やとやったような気も……。違うとは思うよ、貯留管のことだけでやったとは思わんけれども、そうやって見られる節もあるでな。やっぱり多面的にもう少し見やんとな、いろんな角度で。枝葉のことだけで幹が腐ってきてしまっては困るで、枝葉が腐って幹まで腐ったら困るんやで。

そこら、原則をもう少し総務部で預かっておるんやで、総務部でやっぱりやらんとな。

それは、幾ら企業会計といえども、契約案件を議会に求めて、その後の契約案件、議会に報告もどうするかとか、そういうことのコンプライアンスは決めておかんと、予算だけ債務負担行為で見てもらったら、もう後は。私らでもあのときの話からいくと、水害に遭う人がおるんやで、貯留管に困るやろうで、高なったけど――近鉄の下やで10億円か何か――でも、しゃあないと、早うやったれと、水害に遭う人がおるのやでと言ったら、今度あんたらが勝手に企業会計、上下水道局のほうでとめてしまうで。だから、そういう味のない話をこれからせんようにきちっと、総務部ももう少し力を持って、ある意味そういう法規的なところ、行政法とか、それをやっぱりきちっとコントロールしてほしいな。

以上です。

〇 森 康哲委員長

保留に対しての説明を少し求めたいと思うんですが。

〇 松浦調達契約課長

保留したことというその考え方なんですが、やはり今回、さきの貯留管に関連する事業者の4者のうち2者がまず3月の上旬に独占禁止法違反で逮捕されたという事実がございました。また、残りの2者も捜査中ということで、そうした状況の中で、また、捜査状況の進捗を見守る必要があった中で、果たしてこのまま契約にいってもよかったのかというとこら辺で、一定期間判断の期間が必要であったということから保留したものだというふうに考えております。

〇 川村幸康委員

別の場所になってくるのでこれはあれなんやけど、そうしたら、この間、上下水道局から各会派回って、説明文ももらったんや。全然違うところの材料を持ってきて今回やっておるで俺はあかんと言っておるの。例えば、独占禁止法で引っかかったというんやろう。それから、もし、例えばこのあれが、談合情報があったとか、この四日市のフィールド内で起きておることなんやったらええんや。もしあなたが万が一独占禁止法のそんなのがあったでとめたというなら、決定後に取り消した建設工事の入札参加資格停止基準、入札の参加資格停止基準のときからもううわさがあったわけやでな。入札の前にとめなあかんのや。だけど、この停止基準に合わせるとないんやさ、とめられるすべが。ということは、

もう入れたんや、入札基準にも。入れておいてから保留ってまことしやかやけど、保留というのは行政手続にはないんや。開札をしたら相互義務で契約を結ぶってなっておるわけなんやさ。ということは、全然違う法違反をしておいて、行政のほうがね、これは、保留という形で。保留というのは、例えばよくあるのが、このあれに談合情報があったよとかいって調査するというのは保留はあるわ。それでも期間を決めてさ、これだけの間でなかったんやったら、1週間なかったと、それだったら結ぶとかさ。これでも5日以内に契約を結ぶことになっておったわけやでさ。俺、これ、取り消したら損害賠償ものやと思っておるのや、相手方は。訴訟したら負けるよ、四日市は。

だから、ある意味、行政がせなならんところには幾つかあるけれども、行政法の中の瑕疵ある行政行為とか裁量権の踰越とかあるやん。俺が北大谷斎場のときに井上哲夫さんと闘争して、最終的に井上さんがおりたのがそこやでな。北大谷斎場の問題でうちの寺方の斎場があって、これはやっぱり瑕疵ある行政行為やで、行政が間違えておるから、このまま行ったら法違反しますよという話をしたら、あの人はやっぱり法律には詳しかったので、これはあかんと思ってあれやろう。俺、今回の件なんかまさしくそれに当たると思っておるで。だから、どこかでも知事の案件で、知事が恣意的にではなかったけど、例えば、これでも恣意的な判断をして県民の不利益になるようなやつやったら、知事の判断を取り消しておるもんな、よそでも。これやと倭さんの判断になるんやろうけど。

だから、そういう意味でいくと、裁量権の濫用やら裁量権の踰越というのに俺は多分、この瑕疵ある行政行為は、不当なのと違法な行為と二つあるけれども、どれに当たってどうなってこうなってという観点で見ると、やっぱりもう一遍、総務部はきちっと整理し直すということやな。この停止基準も、そういう観点も入れていかなあかんわ。ただ単に、事業者とのやりとりの入札で公正平等というのもあるけれども、それ以外に行政の権力の濫用の防止、行政が恣意的に、そんなことが入らんようにせな。

それと、もう一個は、それで税が高くつくようなことがあってはあかんわ、訴訟で負けるような。例えば、保留というのはないけれども、保留をつくるなら、保留にはやっぱり期間は要るわ。1年も保留か、1週間も保留か、5日も保留か。だけど、契約の義務を負うというのが原則というのは総務部長も言っておるわけやで。そうすると、契約の義務を負うんやで、それを保留という、議員も含めてみんなにまことしやかにそんな行為があるように言うけれども、ないんやでな、これ、物の本には、絶対に。保留というのはないの。それを保留というのがまことにあるように総務部や調達契約課長が言ったらあかんのや、

これ。その前にあるのは、行政の法的な、行政手続の整備でいったら、入札の前にするかせんかだけなんや。入札して開札したら契約の義務を負わんと、恣意的な判断が入るで。だから、丸っきり今回の件はそういう法務の関係で俺はずたずたになっているような気がして、もう一度総務部がつくり直さんとあかんで。

全国で初めてやでな、今回の件、ないでな。方々へ行って言われるわ、議会は何をしておるのやって。あれ、議決権と違うでなという話しか俺はしてへんであかんけど、何をしておるのやと言われるもん。それはそうやわ。それぐらいのことをしてしもうたという自覚も欲しいな、今回は。その中にタイミングがよ過ぎるといえばよ過ぎるで、こんなことが来ておるもんで、余計にえっと思ってしまうんや。結果論、事象があるもんで、談合4者の業者も入って、もう一遍入札して仕事もできるわけや。結果論やで。金だけは、四日市市民の税金を余分に使うわけや、コストは。どれもええことあらへんでね。

やっぱりそれは、役所がずっと信頼されるのは、法整備がきちっとされておるので、幾ら役所に権力を持たせておっても、物の本に書いてある、法的な手続の中で仕事はするので、誰が見たってそれは明確やで、だから役所に信頼性が置けるわけや。今回の場合は、ほぼほぼ独占禁止法なり入札参加資格の停止をそんたくして恣意的に判断しただけの話やもんでな。幾ら説明をつけようと思ってもつかんで、今回は。時系列的に言っても合わんでな。だから、そこらはやっぱりきちっと総務部でやるということをもうちょっと考えてほしい。今回の変更も、そういう意味でタイミングが、このときやったと言えばそれまでやけど、そういう事象も抱えておると、どういう判断があったかというのもあるでな。もうここら辺でとめますわ。

〇 森 康哲委員長

他にご質疑はありますか。

〇 樋口博己委員

川村委員のお話で、会派でもいろいろご意見はあったところなんですけど、保留というのは僕はようわからんのであれですけど、ただ、その後に保留して、改めて年度が変わって、上下水道局のほうでいろんな見積もり次第もあるので、もう一回計算し直して再入札をかけますよという説明の中で、そのときは6月1日に入札制度が変わるという話は全然せえへんのですよね。これ、大手4者がなくなって、特殊な技術を持ってやろうとしてお

ったのに、これを大手4者が入札できやんと、本当に入札する事業者はあるのというふうに聞いたら、いろんな事業者がありますから大丈夫ですと、入札基準を再検討しますから大丈夫ですって言い張るんやわね。でも、その後でふたを開けてみたら、6月1日で制度が変わって、何や、そんな話やったんという話になるんです。法的にどうかというのは、僕らはようわかりませんけど、ただ、理屈としては通っておるからこういうことをしておると思うんですけど、ただ、やっぱりそれは、上下水道局は上下水道局の範疇の中で物を言っておるだけやという話かもわかりませんけど、やっぱりそれは、いろんなことがあって保留にして再入札をかけていくという話であれば、それはやっぱりちゃんとトータルで話をして、こういうことも今後、定例的に6月1日に制度改正しますという話もあれば、そうするとどうなるのという話で、我々、前向きに捉えていくんやけど、ふたを開けてみたら、いやいや、よかったんですわという話になるとなかなか難しいなというような感想です。意見としてしっかり受けとめていただきたいと思います。

〇 森 康哲委員長

ご意見でよろしいですか。 他にご質疑。

〇 三平一良委員

入札参加資格停止基準の運用は県に準じて行うということなんですが、今回、県が去年の7月1日に決めて、11カ月たっておるわけですね。だから、県に準じてやるのであれば、 県が決めた直後に審査会を開く必要があるのやないかなと思うんやけど、その辺は。

〇 松浦調達契約課長

調達契約課、松浦です。

そういう考え方もないことはないんですけれども、定例的な見直しをまず6月1日でやっておるという関係上、去年の県の改正というのは、実は私どもも知らんと突然7月に、私らが昨年の6月の改正をした直後に発表があって、またその1カ月ごとにころころ変えていくのはどうなんかというのも。私らとしては一つ6月のタイミングで変えたいということで11カ月たってしまったんですけれど、そういう判断をしたということになります。

〇 三平一良委員

でも、運用を県の基準に準じてやるということであれば、早くする必要があるのやない の。独自で決めるのならあれやけれども。

〇 松浦調達契約課長

早くする必要があるという意見も、もちろんあることはわかるんですけれども、入札制度というのは、全体で捉えますと、まず名簿登録業者の名簿の登録というのがあって、そこにランクづけとか、自分が参加できる工事はどれなのかという、そういう参加できる業種というのも名簿登録の状況によって変わってきます。そういった一連の大きな名簿登録から始まって、入札制度全般がいろいろ関係してございますので、余り私どもとしては年度途中、しょっちゅうしょっちゅう自分が入札できるかどうかがわからんようになるような変更を加えたくないというのがありまして、これは県なんかもそうなんですけど、どの自治体も、大体この名簿更新に合わせて大きな入札制度については変えていくというようなことでさせてもらっておりますので、その辺でご理解いただきたいと思います。

〇 三平一良委員

そうすると、今回、去年の7月に県が改正をしたというのは、不規則な状態でやったということなんですか。

〇 松浦調達契約課長

私どもから見れば、県の改正も、そういう意味では7月というのはちょっとイレギュラーな変更であったなというふうに思っておりますが、なぜその時期に改正したかというところら辺は、三重県のほうに尋ねても理由までは教えていただけませんでしたもので。私らから見るとちょっと不規則やなという感じはあります。

〇 三平一良委員

でも、本市独自で決めるんじゃなくて、県に準拠するということであれば、なるべく早 く変えてほしいなというふうなことを思います。

〇 森 康哲委員長

要望でよろしいですか。

〇 三平一良委員

はい。

〇 森 康哲委員長

他にございませんか。

〇 川村幸康委員

議論するところやないで一遍調べておいてほしいんやけど、保留という行為を、言葉はあるに。だけど、四日市の場合は、今まで保留したことないやろう。それと、保留の期間というのは決めておるの、四日市は。それから、契約は開札してから多分5日以内やろう、決め事は。多分そうやったと思うんやわ、あれは。そうやって考えていくと、保留期間というのは5日やったよなと俺は思っておるのやわ。そこから損害賠償が出るので、これは議会にもかかわることやに。今度訴訟されたら負けるもん、完全に、四日市は。税金使ってお金を払わなあかんようになるんやで。そういったことを少し、一遍、手続的な整備はされておると思うので。ただ、今回の場合はわかるの。上下水道局以外の人らは、何であれを取り消しにしたかというのは、みんな首をかしげておるんや。調達関係者の人間やら都市整備部の人間は。えらいことしたと言っておるのやで、わかるのやわ、俺も。なぜそうしたかが。イレギュラーがイレギュラーやもんで、今回もイレギュラーで、樋口さんが言うように、急遽パッケージ抜いたんやろうなと思っておるけど、その辺のことを一遍ちょっと教えて。

〇 松浦調達契約課長

まず、契約保留についての規定という意味では、規定は明記しておりません。期間についても、そういう意味では何日間保留できるというような規定もございません。それと、川村委員がさっきからおっしゃる5日間で契約しなければならないというのも、これは、お互い義務を負うという――5営業日の話なんですけれども――必ずお互い5営業日で結ばなければならないというルールではなくて、市の施行規則の中で、相手さんに対して、落札した事業者さんに対して、契約の意思がある場合は、契約書を受け取ってから5日以

内に持ってきてくださいという、それを持ってこないならおたくは契約の意思がないもの とみなしますよというルールでございまして、私どもにも5日間で契約せなあかんという ことが課されておるというルールではないんです。

〇 川村幸康委員

解釈やけど、要は、そういう意味を入れても5日ぐらいでやらないかんというお互いの 契約義務があるわけやろう。わかりました。

〇 森 康哲委員長

確認なんですけど、開札後、速やかに契約をすることということではないんですか、期間ではなくて。

〇 松浦調達契約課長

落札決定したら契約の義務を負うに至るという表現からすると、事情が何もなければ、 お互い速やかに契約するよう努めなければならないと思います。ですので、私らも努めな ければならないし、業者さんも5日以内に持ってきてくださいというのを言っておるのは そういう意味でございますが、今回は、速やかにすべき事情ではなかったというふうにご 理解いただきたいと思います。

〇 森 康哲委員長

他にご質疑はございませんか。

(なし)

〇 森 康哲委員長

別段、他に質疑もないようですので、本件についてはこの程度といたします。

理事者の方はご退席ください。委員の皆様は連絡事項がございますので、しばらくお待ちください。

このまま続けてもよろしいですか。

それでは、休会中の所管事務調査について確認をいたします。

まず、所管事務調査として実施する日程から確認をさせていただきます。

議会報告会における市民意見のフィードバックについて確認する関係上、休会中に総務 常任委員会の日程を確保していく必要があります。

つきましては、日程案を提示しておりますので、いずれかの日程に決めたいと思います。 7月27日金曜日か31日火曜日のうち、どちらかの日程でご都合の悪い方、お見えになりますか。

〇 樋口博己委員

31日は研修を予定しています。

〇 森 康哲委員長

31日は都合が悪い、27日のほうは皆さんよろしいでしょうか。

〇 川村幸康委員

何時から、10時。

私、できたら昼からがええんやけど。

(発言する者あり)

〇 森 康哲委員長

27日午後、都合の悪い方みえますか。大丈夫ですか。

では、27日の午後1時半からにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、続きまして、所管事務調査を実施する事項について確認をさせていただきます。

まず、提案をいただく前に、前年度の総務常任委員会からは、調査報告書において、入 札制度について引き続き議論をしていただきたい旨の申し送りがあります。

また、市民への所管事務調査テーマの募集については、当委員会の所管部分でのご意見 は上がっておりません。

これも踏まえまして、所管事務調査として実施する事項について何か案があります方はご発言をお願いします。

〇 川村幸康委員

入札制度、前の委員会からも引き続きやりましょうということ。

〇 森 康哲委員長

前年度、所管事務調査として入札制度を議論したんですけれども、引き続き調査をお願いしたいということでございます。

〇 川村幸康委員

それは、積み残しか何かあるわけですか。例えばランクとか、県外業者と市内業者とか、 それにまつわる個別具体的なこともありますわな。それから、私はわからんのやけど、何 とか制度ってありますやんか、入札参加資格制度とか。あれというのは行政側の裁量で、 議会に何も要らんのやろう。議会の声を聞く必要はないわけやろう、こうやって変えてお るんやで。この人らの提案権というか、裁量権というか、仕事の権利なんやろう、多分。 だから、入札制度自体を、今の民間の事情はこうやで、こういうふうにせい、ああいうふ うにせいというのは、委員会として言えるのかなとは思うんやけど、ただ、この人らの権 利というか、何て言うの、お仕事やろうなと思うので。ただ報告するだけの仕組みやろう、 入札制度をつくってみても、多分。私が思っておるのやに、個人的に。逆に議員みたいな 泥臭いのが入ると、余計に恣意的な判断が入ってもあかんのかなと私は思っておるもんで、 どことなく。ただ、事業者の人の意見もよく聞くことはあるのや。例えば、県外業者も四 日市は入って来られるけど、そうしたら四日市の業者が外へ行くと、市内業者しか入れて もらえやん、四日市の業者は入れないとか、不平等だとか。そういった声はあって届けた りはするんやけど、それが果たして全部やれるのかどうなのかというのは、私はようわか らんのや、その辺がな。今回でもそうやろう。ある日突然、私らに報告なしや。ほとんど の制度が大体、県に従っていますって言うでさ、この人ら。だから、入札制度を検討しよ うといっても、前も総務常任委員会で入札制度のことを言ったことがあるんやけど、それ はうちの仕事ですと言われたで、それなら、仕事の中で現状の不満は声を届けるぐらいの ことで、私らが入ると贈収賄じゃないけど、ややこしい話になるんかなと思ってさ。

〇 森 康哲委員長

個々の案件というよりは、例えば、今、予定価格については事前に提示していますけれども、以前には事後報告と。それは、そういう時期があって今のものに変更になっているんですけれども、変動型の最低制限価格を採用していた時期もありますし、今は中央公契連モデルを採用していると。これを採用して今七、八年たっていますので、ここらで大きな見直しをしてはどうかという議論も一度してみたいなと。そういう意味で所管事務調査として引き続きお願いしたいなと思うんですけれども。

〇 川村幸康委員

くじ頼みやもんな。

〇 森 康哲委員長

そうですね。20者、30者がくじ引きで入札になっている状態も問題だと思いますので、 その辺も含めて調査をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、6月定例月議会の議会報告会が7月5日木曜日に予定されております。会議用システムの常任委員会フォルダに03その他(議会報告会事項書案)というファイル名で配信しております。ご確認いただきたいと思います。

この資料に基づいて、今回の議会報告会の役割分担を決めたいと考えております。

皆さん、見ていただいていますか。

まず、司会なんですけれども、いかがいたしましょう。

副委員長でよろしいですか、司会は。

(異議なし)

〇 森 康哲委員長

副委員長の後、私、委員長の挨拶がありまして、議会報告会の報告者の委員を、今回は ボリュームが少ないので、全員というよりは1人の方に報告をして……。

(発言する者あり)

〇 森 康哲委員長

川村さんという声もある。

(発言する者あり)

〇 川村幸康委員

いやいや、もう結構です。委員長でお願いしますわ。

〇 森 康哲委員長

どういたしましょう。

〇 村山繁生委員

川村さんでお願いします。

〇 川村幸康委員

本当にないもん、こんなの、することが。見てもうたらわかるやろうみたいな話するだけや。ちゃんと答弁、答えますので。

〇 森 康哲委員長

じゃ、私、委員長が報告者として、よろしいでしょうか。

(異議なし)

〇 森 康哲委員長

じゃ、答弁のほうは川村委員を中心に答弁をしていただくと。

じゃ、そのようにさせていただいて、恐らく時間も、議会報告会のボリュームは少しになって、シティ・ミーティングのほうがボリュームが多くなると思うんですけれども、早く終わった場合はどうしましょうね。

テーマは防災全般についてということを確認していただいていると思うんですけれども。

〇 早川新平委員

委員長がおっしゃるのは、シティ・ミーティングも全部早く終わってしまったらどうするのやということで言われたわけですね。

〇 森 康哲委員長

そうです。

〇 谷口周司副委員長

他の質問に対するテーマ以外のもの……。

〇 森 康哲委員長

テーマ以外のもので、前回の総務常任委員会のときに、あったときに……。

〇 早川新平委員

えらい市民が怒っていたことあったな。あれ、雪の日やったかな。去年かな。羽津で、、 3人来ただけで、それでもう終わったのや、何もないんで。11時過ぎに終わったんやな、 たしか。

昼間。休みの日ですから、1月15日にやった、大雪で。

それで、皆さん3人おみえになっておって、もうええと、解散したら、市民の、その辺の中心市街地のある方が役所に電話をかけて、やっておらんやないかということで。事務局に清水課長がおったときや。

〇 村山繁生委員

その人は後から行ったんですか。

〇 早川新平委員

来ておらへんやろうけど、もう一遍また集まったんやで。来うへんやないかというところでさ。

僕、八田の交差点のところまで、議会事務局の課長と帰っていったら電話があって。市 民の方がやっておらへんやないか、今から行くでなって、あかんと言って戻ったんです。 それで12時まで待っておっても来うへんのだで、そういうことはあったよな、現実に。

〇 森 康哲委員長

それと、去年はテーマ以外で、後で時間を設けて対応したという案件もありましたので。

〇 村山繁生委員

とりあえずテーマでやって、それで、早く時間が終われば、テーマになるものも一応受け付けて、それでもなければもう終わればよろしいと、早くても。

〇 樋口博己委員

テーマ以外というのは、所管を越えていくとなかなか受け答えしづらいなと。

〇 村山繁生委員

対応というか、聞き及び程度で、という形で。

〇 森 康哲委員長

その辺は臨機応変に対応させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

〇 森 康哲委員長

防災のテーマなので、寺方の去年取得した土地の状況を、総合防災拠点の資料と、あと、 北部分署と南部分署の資料を手元に用意させていただきますので、よろしくお願いします。 そのほかに何か必要なものってございますでしょうか。

(発言する者あり)

〇 森 康哲委員長

よろしいですか。

じゃ、そのようにさせていただきます。

それと、6月4日の議会運営委員会において、8月定例月議会の議会報告会の日程案と

場所について示されております。

総務常任委員会のフォルダの中に、04その他(議会報告会の開催について・議運資料) 及び05その他(8月定例月議会報告会の会場について)としてアップロードしております。 日程については、10月9日火曜日といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

〇 森 康哲委員長

では、10月9日に行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、開催場所について、今回、総務常任委員会の開催場所である南部ブロック東—— 中部、常磐、日永、塩浜、楠、河原田——のうちから決定したいと思っております。

開催会場については、日程が決まっていないところから、仮予約をしておりませんので、 第1候補から第3候補ぐらいまで決定していただいて、その上で確保できた場所を会場と したいと思います。

なお、この中で最も開催から遠ざかっているのは楠地区であり、今まで総務常任委員会 としても開催実績がございません。これを踏まえて提案をしていただきたいと思うんです けれども。

(発言する者あり)

〇 森 康哲委員長

第1候補、楠でよろしいでしょうか。

(発言する者あり)

〇 森 康哲委員長

2番目に遠ざかっているのは、河原田。実はことしの7月に産業生活常任委員会が開会 予定。だから、一番直近になってしまうので、続けてになってしまうとちょっとまずいの かなと。

〇 村山繁生委員

その次になるのは。

〇 森 康哲委員長

日永になりますかね。

じゃ、第2候補として挙げさせてもらってよろしいですか。

(発言する者あり)

〇 森 康哲委員長

3番目は塩浜になると思うんですけれども、第1候補、楠、第2候補、日永、第3候補 に塩浜ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

〇 森 康哲委員長

ありがとうございます。

最後に行政視察についてですけれども、7月23日から25日の間で実施が予定されており、 管内視察の際に、視察項目については札幌市のICT活用戦略及びオープンデータの取り 組みについて、もう一つが、千歳市の防災学習交流センターについて、そなえーるという ものを見てくることで確認をいただいております。

参考に、視察時にお配りした行程案を再度06その他(行政視察行程表案・再掲)として アップロードしておりますので、ご確認いただきたいと思います。

切符や航空券については、手配、調整を行っているところでありまして、列車の時間等がまた変更となる可能性がありますので、宿泊等が決まり次第改めてご連絡させていただきたいと思います。

以上でございます。

〇 樋口博己委員

その他ということでよろしいでしょうか。

以前、この総務常任委員会で、先般も大阪北部の地震があって、四日市の国土強靱化地域計画のことで所管事務調査をやっていただいて、そのときにおおよその脆弱性評価の数値を出していただいておりまして、今定例月議会というよりも8月定例月議会の決算議会をめどに、そういう数値化したもののような資料を出していただけないかなというお願いなんですけれど。

〇 森 康哲委員長

要望していただいてからは、その後、報告はなかったですよね。

〇 樋口博己委員

その年の委員会では報告が1度ありました。そのままあれから2年、3年たっていますので、改めて報告いただけないかなということです。

〇 森 康哲委員長

いつまでに、決算議会までにね。

〇 樋口博己委員

決算あたりでどうかなという感じですけれども。どっちでも、今返事どうこうではない と思いますので、危機管理監のほうで少し協議いただきたいなと思いますので。

〇 森 康哲委員長

じゃ、また確認してご報告させていただきます。他にございませんか。

(なし)

〇 森 康哲委員長

では、円滑な審査ありがとうございました。

これにて閉会させていただきます。どうもお疲れさまでございました。

12:23閉議